

2005年11月21日

PTA 会員のみなさま

ニューヨーク日本人学校
PTA 拡大タスクフォース

ファンドレイジングのお願い

前略 晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

今回の校舎売却・リースバックの件につきまして、PTA タスクフォースは審議会への働きかけを続けております。PTA 総会や、タスクフォースの活動報告などから皆様すでにご存知のように、この活動を進めていく上で法律問題等の専門的な助言を受ける必要があります。弁護士費用が発生しております。現在すでに数万ドルを上回っているその費用は、有志のご好意によってまかなわれています。しかしこうした費用を一部の有志のご好意にだけ甘え続けるのは、本来の活動の趣旨を考えるといささか不自然に思えます。

複数の会員の方からも応分の負担をしたいというお申し出があり、この度会員の皆さまに広くご支援を頂けるようファンドレイジングを呼びかけさせて戴く事と致しました。前回のPTA 総会で決議された「契約の承認が行われるまでに、会員全員が出来る限りのことをする」という総意を実現するためにも、184世帯全員の皆さまのご理解が必要です。今回のこの活動に参加いただく事は、その総意を果たす事につながります。3万ドルを目標に皆さまのご協力をお願いいたたく存じます。尚、ご質問等ありましたら、E-mailにて fund@SaveOurJapaneseSchool.org へお願いいたします。

- 一口 50ドル（できるだけ2口以上のご参加をお願いできればと考えております。）
- 回収日：11月23日（水）
（ご都合の悪い方のために、翌週の11/30（水）を学校での第二次の集金日といたします。
一旦、回収日を設けますが、その後も随時受け付けさせていただきます。郵送も可能です。）
- お手持ちの封筒に、チェック、または現金と、切り取り線以下を入れて厳封の上、各担任の先生へ提出して下さい。

チェックの宛先 (Payable to) : PTA of the Japanese School of New York

- チェックを郵送される方は下記の住所までお願いします。
PTA of the Japanese School of New York Attention: PTA Task Force
15 Ridgeway Greenwich, CT 06831
- 今回の寄付金は、通常のPTA会費とは異なる、現地の銀行にて新たに開設した口座で管理いたします。尚、寄付を戴いた方のプライバシーは厳守することをお約束します。
- 現在、寄付金を所得税の控除に適用できる法人資格の取得の準備中です。(IRS501(c)(3)/NPO)
- 今回はリターンチェックを以って領収書とさせていただきますが、現金にてご協力下さる方で領収書が必要な方は、下記用紙の余白をご利用頂き、その旨お知らせ下さい。

—————切り取り線—————

お名前 _____ お子様の学年 _____ 金額 _____ ドル

(匿名希望の方は 学年及び、金額のみで 結構です。)

下記に該当する方はボックスにチェックをして、この用紙のみ、封筒に入れて提出下さい。

所得税控除の認可後に寄付したいので、後日連絡してください。メールアドレス又は電話番号 _____